

平成29年分の相続税の申告状況（四国4県）について

平成29年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

**課税対象被相続人数は過去10年間で最高
申告財産に占める現金・預貯金等の構成比が10年連続増加**

1 被相続人数等

平成29年中に亡くなられた方（被相続人数）は、50,399人（平成28年49,802人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は、3,269人（平成28年3,166人）であり、課税割合は、6.5%（平成28年6.4%）となっており、平成28年より0.1ポイント増加しました。

2 課税価格

課税価格の合計は、3,649億86百万円（平成28年3,708億76百万円）で、被相続人1人当たりでは、1億12百万円（平成28年1億17百万円）となっています。

3 税額

税額の合計は、332億円（平成28年374億2百万円）で被相続人1人当たりでは、1,016万円（平成28年1,181万円）となっています。

4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、現金・預貯金等 37.0%（平成28年 35.4%）、土地 29.7%（平成28年 31.6%）、有価証券 15.3%（平成28年 14.5%）の順になっています。

平成29年分の相続税の申告事績（合計）

項目	年分	年分		対前年比
		(注1) 平成28年分	(注2) 平成29年分	
①	被相続人数(死亡者数) (注3)	人 49,802	人 50,399	% 101.2
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 636 人 3,166	外 615 人 3,269	外 96.7 % 103.3
③	課税割合 (②/①)	% 6.4	% 6.5	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人 6,784	人 7,064	% 104.1
⑤	課税価格 (注4)	外 38,109 百万円 370,876	外 36,801 百万円 364,986	外 96.6 % 98.4
⑥	税額	百万円 37,402	百万円 33,200	% 88.8
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	外 5,992 万円 11,714	外 5,984 万円 11,165	外 99.9 % 95.3
⑧		万円 1,181	万円 1,016	% 86.0

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。
- 6 表の数値は、各項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、各県の合計と一致しない場合がある。

平成29年分の相続税の申告事績（徳島県）

項目		年 分		対前年比
		平成28年分 ^(注1)	平成29年分 ^(注2)	
①	被相続人数(死亡者数) ^(注3)	人	人	%
		9,855	10,207	103.6
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 126 人	外 126 人	外 100.0 %
		619	712	115.0
③	課税割合 (②/①)	%	%	ポイント
		6.3	7.0	0.7
④	相続税の納税者である相続人数	人	人	%
		1,256	1,534	122.1
⑤	課税価格 ^(注4)	外 7,453 百万円	外 7,714 百万円	外 103.5 %
		74,697	82,162	110.0
⑥	税額	百万円 7,914	百万円 7,772	% 98.2
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	外 5,915 万円	外 6,122 万円	外 103.5 %
		12,067	11,540	95.6
⑧	税額 (⑥/②)	万円 1,279	万円 1,092	% 85.4

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。
- 6 表の数値は、各項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、各県の合計と一致しない場合がある。

平成29年分の相続税の申告事績（香川県）

項目	年分	年分		対前年比
		(注1) 平成28年分	(注2) 平成29年分	
①	(注3) 被相続人数(死亡者数)	人 11,908	人 11,894	% 99.9
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 164 人 909	外 153 人 997	外 93.3 % 109.7
③	課税割合 (②/①)	% 7.6	% 8.4	ポイント 0.8
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,922	人 2,091	% 108.8
⑤	(注4) 課税価格	外 10,064 百万円 97,458	外 9,378 百万円 107,606	外 93.2 % 110.4
⑥	税額	百万円 8,699	百万円 9,226	% 106.1
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注4) 外 6,137 万円 10,721	外 6,129 万円 10,793	外 99.9 % 100.7
⑧		万円 957	万円 925	% 96.7

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。
- 6 表の数値は、各項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、各県の合計と一致しない場合がある。

平成29年分の相続税の申告事績（愛媛県）

項目	年分	(注1)		(注2)		
		平成28年分		平成29年分		対前年比
①	(注3) 被相続人数(死亡者数)	人 17,734	人 18,148	%	102.3	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 262 人 1,140	外 240 人 1,095	%	外 91.6 96.1	
③	課税割合 (②/①)	%	%	ポイント	▲0.4	
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,536	人 2,434	%	96.0	
⑤	(注4) 課税価格	外 15,949 百万円 137,606	外 14,626 百万円 125,388	%	外 91.7 91.1	
⑥	税額	百万円 14,693	百万円 11,272	%	76.7	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注4) 課税価格 (⑤/②)	外 6,087 万円 12,071	外 6,094 万円 11,451	%	外 100.1 94.9
⑧	税額 (⑥/②)	万円 1,289	万円 1,029	%	79.8	

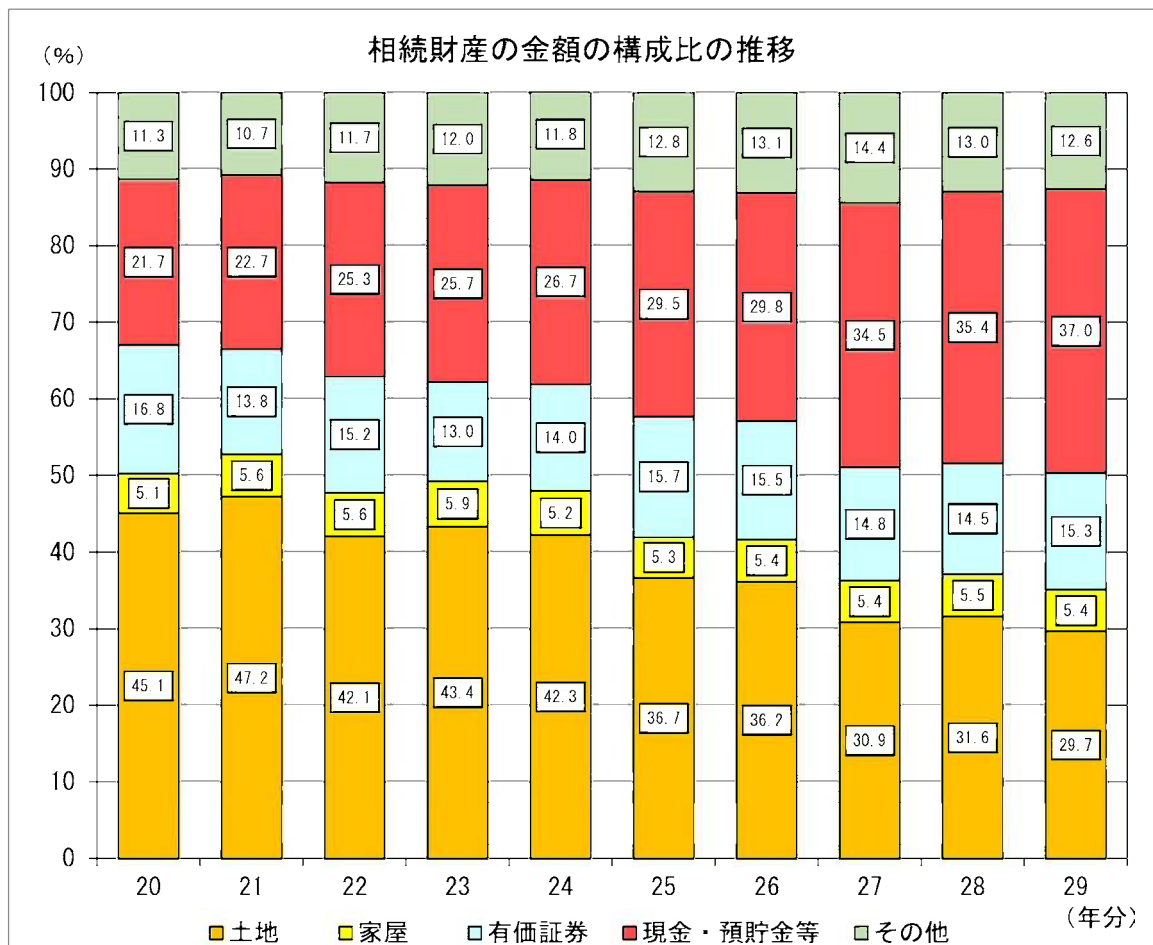
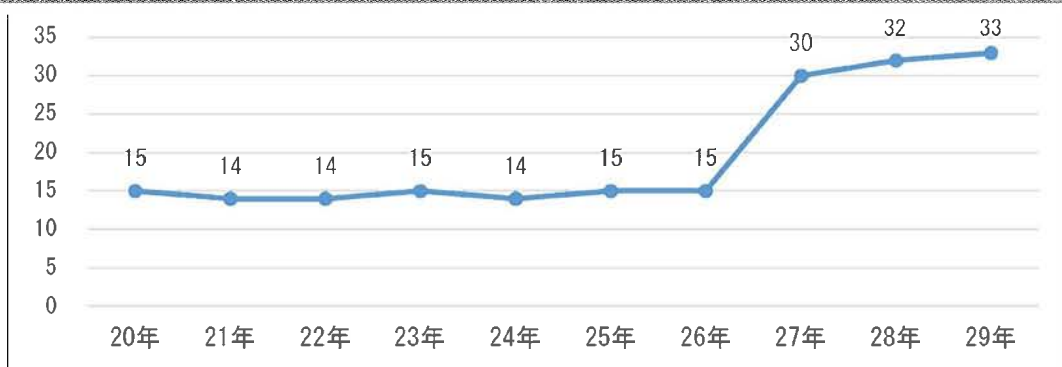
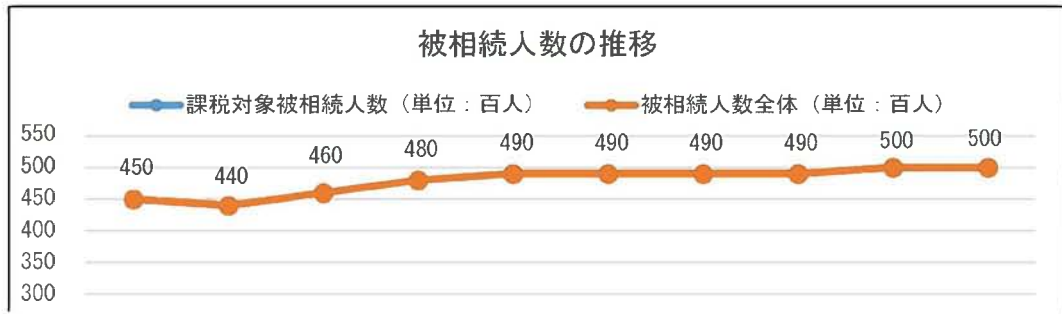
- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。
- 6 表の数値は、各項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、各県の合計と一致しない場合がある。

平成29年分の相続税の申告事績（高知県）

項目	年 分		平成28年分	平成29年分	対前年比
			(注1)	(注2)	
①	(注3) 被相続人数(死亡者数)		人 10,305	人 10,150	% 98.5
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		外 84 人 498	外 96 人 465	外 114.3 % 93.4
③	課税割合 (②/①)		% 4.8	% 4.6	ポイント ▲0.2
④	相続税の納税者である相続人数		人 1,070	人 1,005	% 93.9
⑤	(注4) 課税価格		百万円 外 4,643 61,114	百万円 外 5,082 49,830	% 外 109.5 81.5
⑥	税額		百万円 6,096	百万円 4,931	% 80.9
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注4) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,527 12,272	万円 外 5,294 10,716	% 外 95.8 87.3
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,224	万円 1,060	% 86.6

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。
- 6 表の数値は、各項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、各県の合計と一致しない場合がある。

《参考》



相続財産の金額の推移

項目 年分	土 地	家 屋	有価証券	現 金・ 預貯金等	その他	合 計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
20年	1,330	151	495	638	332	2,946
21年	1,301	154	379	626	295	2,755
22年	1,126	151	407	677	313	2,674
23年	1,110	150	332	658	308	2,558
24年	1,093	134	361	690	306	2,584
25年	1,006	145	430	807	352	2,740
26年	950	143	407	781	343	2,624
27年	1,171	206	561	1,309	546	3,793
28年	1,226	214	562	1,374	500	3,876
29年	1,127	206	579	1,404	478	3,794